

京都市消防局訓令甲第11号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局違反処理規程の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

京都市消防局長 杉本 栄一

第14条の2第2項中「第2号様式の2」の右に「又は第2号様式の3」を加え、同条第5項を削る。

第16条の3中「又は第5号様式の3」を削る。

第17条第1項中「違反事案が」の右に「法第12条の2第1項各号に該当し、」を加え、「上申」を「報告」に改め、同条第2項中「市長」を「局長」に、「上申事案について」を「報告事案に係る」に、「を決定した」を「の決定の結果を受けた」に改め、「局長を通じて」を削り、同条第3項中「よる」を「より」に、「決定」の右に「の通知」を加え、「当該」を削り、同条第4項を削る。

第1号様式から第2号様式の2までを次のように改める。

第1号様式（第13条関係）

発消 第 号
年 月 日

（住 所）
（氏 名） 様

京都市 消防署長 印
（京都市消防長）

警 告 書

所在地
名 称
用 途

所在地
種 類
形 状
数 量

上記防火対象物(物件)について、別紙(下記)のとおり履行するよう警告する。

なお、当該警告事項に対する是正計画を記入した誓約書を、 までに京都市 消防署長に提出すること。

教示 この警告に従わない場合、消防法 規定に基づく命令を行う(以下の根拠条項 に基づき命令を行う)ことがある。また、命令を行ったときは、当該防火対象物に受命者の氏名、命令内容等を記載した標識の設置等により公示する。

- 1 命令を行使し得る根拠となる法令の条項
- 2 前項の条項に規定する要件
- 3 当該権限の行使が前項の要件に適合する理由

第2号様式（第14条関係）

京都市 消防署（消防局）達第 号
（京都市達消 第 号）
年 月 日

（住 所）
（氏 名） 様

京都市 消防署長 印
（京都市消防長）
（京都市長）

命 令 書

所在地

名 称

用 途

所在地

種 類

形 状

数 量

上記防火対象物(物件)について、
の規定に基づき下記のとおり命令する。

と認めるので、消防法

なお、この命令に従わないときは、消防法

の規定により ことがある。

記

1 命令事項

2 命令の理由

教示

この処分不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月（30日）以内に、京都市長に対して審査請求をすることができる。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることはできなくなる。

また、この通知を受け取った日（京都市長に審査請求をしたときは、当該審査請求に対する京都市長の裁決を受けた日）の翌日から起算して6箇月（30日）以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできる（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となる。）。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなる。

第2号様式の2（第14条の2関係）

命 令 書

住所 氏名	様	年 月 日
命令者	京都市 消防署（消防局 部 課） 階級 氏名	

行っている行為
所有している物件
管理している物件
占有している物件

火災の予防に危険である
消火、避難その他の消防の活動に支障となる
火災の予防に危険であり、かつ、消火、避難、その他の消防の活動に支障となる

あなたが、
 は、

と認めるので、消防法第3条第1項の規定に基づき次のとおり命令する。
 なお、この命令に従わないときは、消防法第44条第1号の規定により処罰されることがある。

命令日時	年 月 日	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後	時 分
------	-------	--	-----

行為場所又は 物件所在地	
-----------------	--

消防法第3条第1項		命令の理由となる事実及び命令する措置
命令事項	第1号 <input type="checkbox"/> 火遊び <input type="checkbox"/> 喫煙 <input type="checkbox"/> たき火 <input type="checkbox"/> 火を使用する設備若しくは器具又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具の使用その他これに類する行為	<input type="checkbox"/> 禁止 <input type="checkbox"/> 停止 <input type="checkbox"/> 制限 <input type="checkbox"/> 消火準備
	第2号 <input type="checkbox"/> 残火 <input type="checkbox"/> 取灰 <input type="checkbox"/> 火粉	<input type="checkbox"/> 始末
	第3号 <input type="checkbox"/> 危険物 <input type="checkbox"/> 放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件	<input type="checkbox"/> 除去 <input type="checkbox"/> その他の処理
	第4号 <input type="checkbox"/> 放置され、又みだりに存置された物件	<input type="checkbox"/> 整理 <input type="checkbox"/> 除去
履行期限	<input type="checkbox"/> 年 月 日 <input type="checkbox"/> 即時	時 分

教 示
 この処分不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができる。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることはできなくなる。また、この通知を受け取った日（京都市長に審査請求をしたときは、当該審査請求に対する京都市長の裁決を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできる（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となる。）。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなる。

備考 該当する□には、レ印が記入してあります。

第2号様式の2の次に次の様式を加える。

第2号様式の3（第14条の2関係）

命 令 書

住所 氏名	様	年 月 日
命令者		京都市 消防署（消防局 部 課） 階級 氏名

あなたが	<input type="checkbox"/> 行っている行為 <input type="checkbox"/> 所有している物件 <input type="checkbox"/> 管理している物件 <input type="checkbox"/> 占有している物件 <input type="checkbox"/> 関係者である防火対象物に存置されている物件	<input type="checkbox"/> 火災の予防に危険である <input type="checkbox"/> 消火、避難その他の消防の活動に支障となる <input type="checkbox"/> 火災の予防に危険であり、かつ、消火、避難、その他の消防の活動に支障となる
------	---	--

と認めるので、消防法第5条の3第1項の規定に基づき次のとおり命令する。
 なお、この命令に従わないときは、消防法第41条第1項第1号の規定により処罰されることがある。

命令日時	年 月 日	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後	時 分
------	-------	--	-----

行為場所又は物件所在地	
-------------	--

命令事項	消防法第5条の3第1項		命令の理由となる事実及び命令する措置
	第1号	<input type="checkbox"/> 火遊び <input type="checkbox"/> 喫煙 <input type="checkbox"/> たき火 <input type="checkbox"/> 火を使用する設備若しくは器具又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具の使用その他これらに類する行為	
第2号	<input type="checkbox"/> 残火 <input type="checkbox"/> 取灰 <input type="checkbox"/> 火粉	<input type="checkbox"/> 始末	
第3号	<input type="checkbox"/> 危険物 <input type="checkbox"/> 放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件	<input type="checkbox"/> 除去 <input type="checkbox"/> その他の処理	
第4号	<input type="checkbox"/> 放置され、又はみだりに存置された物件	<input type="checkbox"/> 整理 <input type="checkbox"/> 除去	
履行期限	<input type="checkbox"/> 年 月 日 <input type="checkbox"/> 即時		時 分

教 示	<p>この処分不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、京都市長に対して審査請求をすることができる。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることはできなくなる。</p> <p>また、この通知を受け取った日（京都市長に審査請求をしたときは、当該審査請求に対する京都市長の裁決を受けた日）の翌日から起算して30日以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできる（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となる。）。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなる。</p>
-----	--

備考 該当する□には、レ印が記入してあります。

第3号様式から第5号様式の2までを次のように改める。

第3号様式（第14条関係）

発消 第 号
年 月 日

（住 所）

（氏 名）

様

京都市 消防署長 印
（京都市消防長）
（京都市長）

命令解除通知書

所在地

名 称

用 途

所在地

種 類

形 状

数 量

（

上記防火対象物（物件）に係る， 年 月 日付け（京都市 消防署（消防局）達第 号（京都市達消 第 号）による） 命令については，下記の理由によりこれを解除する。

記

解除の理由

第4号様式（第15条関係）

誓 約 書

年 月 日

（宛先）京都市 消防署長
（京都市消防長）

住 所

氏 名



年 月 日付け発消 第 号の警告書により下記の防火対象物（物件）についての消防法令違反事項を是正するよう警告されたことについては、下記のは是正計画のとおり履行します。

記

1 防火対象物（物件）の表示

- (1) 所在地
- (2) 名 称
- (3) 用 途


- (1) 所在地
- (2) 種 類
- (3) 形 状
- (4) 数 量

2 是正計画

第5号様式（第16条関係）

発消 第 号
年 月 日

（住 所）
（氏 名） 様

京都市 消防署長 
（京都市消防長）
（京都市長）

催 告 書

あなたは、 年 月 日付け（京都市 消防署（消防局）達第
号（京都市達消 第 号））命令書をもって命令した事項について履行して
いないので、速やかに履行するよう催告する。

第5号様式の2（第16条の3関係）

京都市 消防署達第 号
年 月 日

(住 所)
(氏 名) 様

京都市 消防署長 印

特 例 認 定 取 消 書

あなたが管理する下記の防火対象物は、消防法第8条の2の3第6項第号（第36条第1項において準用する同法第8条の2の3第6項第号）に該当するため、同項の規定に基づき、認定（年 月 日京都市消防署指令第 号認定）を取り消す。

記

1 防火対象物の表示

- (1) 所在地
- (2) 名 称
- (3) 用 途

2 認定を取り消す理由となる事実

教示

この処分不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができる。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることはできなくなる。

また、この通知を受け取った日（京都市長に審査請求をしたときは、当該審査請求に対する京都市長の裁決を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできる（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となる。）。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなる。

第5号様式の3を削る。

第6号様式を次のように改める。

第6号様式（第17条関係）

京都市達消 第 号
年 月 日

(住 所)
(氏 名) 様

京都市長 印

許 可 取 消 書

あなたの する下記 (年 月 日京都市指令消 第 号設置許可) は、消防法 違反と認めるので、同法第12条の2第1項の規定に基づき許可を取り消す。

記

- 1 施設区分
- 2 設置場所（常置場所）
- 3 設置許可年月日・番号
- 4 違反事実

なお、この処分を受けたにもかかわらず、当該場所において指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱ったときは、消防法第41条第1項第3号の規定により処罰されることがある。

教示

この処分に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができる。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることはできなくなる。

また、この通知を受け取った日（京都市長に審査請求をしたときは、当該審査請求に対する京都市長の裁決を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできる（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となる。）。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなる。

第7号様式中「消防局長」を「消防長」に改める。

第8号様式及び第9号様式を次のように改める。

第8号様式（第19条関係）

京都市 消防署（消防局）達第 号
（京都市達消 第 号）
年 月 日

（住 所）

（氏 名） 様

京都市 消防署長 印

（京都市消防長）

（京都市長）

戒 告 書

所在地

名 称

用 途

構造，規模

所在地

種 類

形 状

数 量

あなたが管理する上記防火対象物（物件）について、年 月 日付け（京都市
消防署（消防局）達第 号（京都市達消 第 号））命令書により年
月 日までに するよう命令したが、いまだ履行されていない。

ついては、年 月 日までに履行されないときは、行政代執行法第2条の
規定に基づき、代執行により上記防火対象物（物件）を するので、同法
第3条第1項の規定に基づきこの旨あらかじめ戒告する。

なお、上記代執行に要する費用は、同法第2条の規定に基づきあなたから徴収する。

教示

この処分不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができる。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることはできなくなる。

また、この通知を受け取った日（京都市長に審査請求をしたときは、当該審査請求に対する京都市長の裁決を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできる（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となる。）。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなる。

第9号様式（第19条関係）

京都市 消防署（消防局）達第 号
（京都市達消 第 号）
年 月 日

（住 所）

（氏 名） 様

京都市 消防署長 印
（京都市消防長）
（京都市長）

代 執 行 令 書

所在地
名 称
用 途
構造、規模

所在地
種 類
形 状
数 量

行政代執行法第3条第2項の規定に基づき、上記防火対象物（物件）
の 代執行について、下記のとおり通知する。

記

- 1 代執行日時
- 2 代執行責任者の職、氏名
- 3 代執行に要する費用の概算見積額

教示

この処分不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができる。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることはできなくなる。

また、この通知を受け取った日（京都市長に審査請求をしたときは、当該審査請求に対する京都市長の裁決を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできる（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となる。）。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなる。


第10号様式中「（職）」を削り、「消防局長」を「消防長」に改める。

第11号様式を次のように改める。

第11号様式（第19条関係）

京都市 消防署（消防局）達第 号
（京都市達消 第 号）
年 月 日

（住 所）
（氏 名） 様

京都市 消防署長 
（京都市消防長）
（京都市長）

代執行費用納付命令書

行政代執行法第5条の規定に基づき、 年 月 日付け代執行令書（京都市 消防署（消防局）達第 号，（京都市達消 第 号））により通知し、 年 月 日に実施した代執行の費用を下記により納入することを命令する。

なお、下記の期日までに納入されないときは、行政代執行法第6条第1項の規定に基づき、国税滞納処分の例によりこれを徴収する。

記

- 1 納入すべき金額
金 円
- 2 納入方法
別添納入通知書によること。
- 3 納入期限
年 月 日

教示

この処分不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができる。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることはできなくなる。

また、この通知を受け取った日（京都市長に審査請求をしたときは、当該審査請求に対する京都市長の裁決を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできる（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となる。）。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなる。

第12号様式中「消防局長」を「消防長」に、「消防対象物」を「防火対象物」に


改める。

第13号様式から第15号様式までを次のように改める。

第13号様式（第19条関係）

発消 第 号
年 月 日

様

京都市 消防署長 
(京都市消防長)
(京都市長)

行政代執行の戒告について（通知）

あなたが占有する下記の防火対象物に係る の代執行について、別紙のとおり戒告したから通知します。

については、速やかに（ 年 月 日までに）立ち退かれるよう勧告します。

記

防火対象物の表示

- 1 所在地
- 2 名称
- 3 用途
- 4 構造, 規模

第14号様式（第19条関係）

発消 第 号
年 月 日

(住 所)
(氏 名) 様

京都市 消防署長 印
(京都市消防長)
(京都市長)

除去物件引渡通知書

年 月 日付け代執行令書（京都市 消防署（消防局）
達第 号，京都市達消 第 号）に基づく代執行により除去した下
記の物件を 年 月 日までに引き取ってください。

なお、上記の期限までに引取りのない場合は、当該物件について適当な措置を
採るので御承知ください。

追って、物件の引取りに当たっては、事前に 消防署予防課（京都市消防局
予防部）（電話 ）まで連絡してください。

年 月 日付け代執行令書（京都市 消防署（消防局）達
第 号，京都市達消 第 号）に基づく代執行により除去する下記の物件
については、代執行作業終了後直ちにこれを引き渡します。
なお、引き取られない場合、当該物件については一切の保管責任を負いません
ので念のため申し添えます。

記

- 1 物件の表示
- 2 引渡場所

第15号様式（第20条関係）

発消 第 号
年 月 日

(住 所)
(氏 名) 様

京都市 消防署長 印
(京都市消防長)
(京都市長)

弁 明 の 機 会 の 付 与 通 知 書

所在地
名 称
用 途

所在地
種 類
形 状
数 量

あなたが管理（所有）する上記の防火対象物（物件）について不利益処分を行うにあたり、行政手続法第13条第1項第2号（行政手続条例第14条第1項第2号）の規定により弁明の機会を付与しますので、同法第30条（同条例第29条）の規定に基づき下記の事項について通知します。

なお、弁明をするときは、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してください。

記

- 1 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項
- 2 不利益処分の原因となる事実
- 3 弁明書の提出先及び提出期限

- (1) 提出先 京都市 区 番地
京都市 消防署（京都市消防局） 課（電話 ー ）
- (2) 提出期限 年 月 日

教示

- 1 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができます。
- 2 弁明を行うにあたり、代理人を選任することができます。この場合においては、代理人を選任した旨の書面を提出してください。
なお、選任した代理人を解任するときも、同様とします。

第16号様式及び第17号様式中「あて先」を「宛先」に、「消防局長」を「消防

長」に改め、「印」を削る。

第18号様式を次のように改める。

第18号様式（第25条関係）

京都市 消防署（消防局）達第 号
年 月 日

様

京都市 消防署長 印
(京都市消防長)

物件の保管、売却及び公示等に伴う費用納付命令書

(物件の表示)

名 称
種 類
形 状
数 量

年 月 日付けをもって公告した上記物件の除去（保管、売却及び公示等）に要した費用を下記により納入することを命令する。

なお、同期日までに納入されないときは、国税滞納処分の例により徴収する。

記

1 納入すべき事項

金 円

2 納入方法

別添納入通知書によること。

教示

この処分不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができる。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることはできなくなる。

また、この通知を受け取った日（京都市長に審査請求をしたときは、当該審査請求に対する京都市長の裁決を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできる（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となる。）。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなる。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(消防局予防部)